

～船員組合員のみなさまへ～

令和3年4月分から 短期給付の掛金率が変わります

船員組合員に係る掛金率の見直しについて

船員保険法が適用される組合員（以下「船員組合員」といいます。）の短期給付に係る掛金率については、道府県（船舶所有者）の負担金の割合が高く設定されることにより、軽減される仕組みとなっています。これは、船員の職務の特殊性から、船員保険法に基づく保険料の負担が、労使折半を原則とする通常の労働者の保険料の負担のあり方とは異なっているためです。

また、船員組合員に係る道府県（船舶所有者）の負担金の割合は、「一般組合員の財源率」に、船員保険法の規定による財源率のうち「船舶所有者の負担割合」と同一の割合を乗じて算定することとされています。

このたび、船員保険法の規定による「船舶所有者の負担割合」が見直されたことから、当共済組合における掛金率を算定した結果、令和3年4月分以降の掛金率は、下表のとおりとなりました。

■ 令和3年4月以降の短期給付に係る掛金率

（単位：‰（千分率））

区 分		令和3年度	令和2年度	引下げ幅
一般組合員 知事組合員 一般組合員（特別職等）	標準報酬の月額 標準期末手当等の額	43.18	43.18	0.00
船員一般組合員	標準報酬の月額 標準期末手当等の額	41.09	41.12	0.03
任意継続組合員	標準報酬の月額	86.36	86.36	0.00

※ 福祉事業分に係る掛金率（標準報酬の月額、標準期末手当等とも1.18‰）については変更ありません。

※ 道府県の負担金率については、0.03‰の引上げとなります。